

◆多摩川の不法耕作地・迷惑ゴルフ対策について

河川管理の見える化

大田区本羽田地先(大師橋上流部)のヨシ原は、生態系保持空間として、動物や植物などの生息・生育地として特に保全する地区として、多摩川水系河川整備計画に位置付けられています。

一部の心ない方により、畑やゴルフ場としてヨシ原が破壊されており、これまで注意看板の設置や河川パトロールによる撤去指導を行って参りました。

この度、自主撤去があまり進んでいないこと及びマスコミ報道における行為者の言動から鑑み自主的な改善が期待できないことから、生態系の回復を目的として立入を防止するための進入防止柵を設置しました。



不法耕作地・迷惑ゴルフの状況



進入防止柵設置状況

た い 立ち入らないで Keep out

- ここから先は、多摩川の貴重な自然を守る場所です。
多摩川水系河川整備計画で、「生態系保持空間」に位置付けられている場所です。
生物の生息・生育環境の保全・回復を図る場所のため、立ち入らないでください。
- 河川管理者の許可無く、河川敷を畑等として造成・使用することは、河川法違反となります。
河川法第24条(土地の占用の許可)、河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)違反となります。
※河川法第26条第1項違反：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す(河川法第102条)

※この区域では、個人に対し、畑等の許可は行っていません。

国土交通省京浜河川事務所
警視庁 蒲田警察署



今後の対応について

今後も、引き続き自主撤去の指導を行うとともに、蒲田警察署と連携し対応を行って参ります。